

会 議 録

会 議 名		令和7年度第3回文化財保護委員会	
開 催 日 時		2025年(令和7年)9月22日(月) 午後6時30分～午後8時5分	
開 催 場 所		藤沢市役所8階 8-1会議室	傍聴者数
			0
出席者	審議会等の長	鈴木 良明	
	委 員	伊藤一美、大野敏、川口徳治郎、川地啓文	
	事 務 局	郷土歴史課 榮課長 磯崎課長補佐 山出課長補佐 宇都上級主査 桐原主任 後藤主任 芦葉事務職員 石井事務職員	
議題及び公開・非公開の別		議題(1)(すべて公開) (1) 協議事項 ア 藤沢市文化財保存活用地域計画の本文について 報告(2) (1) 報告事項「鵜沼皇大神宮人形山車の修理について」	
非 公 開 の 理 由			
審 議 等 の 概 要		議題、報告、その他について、事務局の説明後、質疑が行われた。 会議の詳細については別紙のとおり。	
そ の 他			

会議録別紙

委員長	それでは早速、「第3回文化財保護委員会」を開催させていただきます。まず協議事項に関し、(1) 藤沢市文化財保存活用地域計画の本文について、これについては、お手元に事前にお配りいただいていたかと思いますが、この内容について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	計画の文章案に入る前に、まず前回の保護委員会終了後の調整経過について説明させていただきます。前回の保護委員会終了後、私たちは、次のとおり計画の関係先と調整を行ってきました。 ・ 7月下旬～8月中旬 策定協議会のオブザーバーを中心とした庁内の関係各課 ・ 8月1日 文化庁 ・ 8月下旬 湘南大庭地区、片瀬地区、藤沢地区の市民による郷土づくり推進会議 ・ 8月29日 第5回策定協議会 また、今後も引き続き調整を図ってまいります。計画を固めるまで、保護委員会での実質的な審議は本日で最後になるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。 では、地域計画の本文のほうに移ってまいります。お手元の「資料1」をご覧ください。 計画全体の基本的な構成については、前回保護委員会にお示ししたのから変わりありませんので、記載内容の変更箇所について、説明いたします。 まず序章についてです。1ページをご覧ください。序章の第1節について、3段落目に「担い手の不足」についての記載を加えました。序章についての変更は以上です。 続いて、第1章についてです。11ページ以降、写真を加えている箇所がありますが、まだ仮置きで、最終的には図についてはさらに増やし、キャプションも記載する予定です。 20ページをご覧ください。第4節の歴史的背景については、様々なご意見を受けまして、記載内容を追記・修正しています。特に23ページ(4)の近世については、大きく文章を再構成しています。また、(5)近代では25ページに「北部地域の発展」というトピックを加えたうえ、「観光地「湘南」の胎動」には、鵠沼を訪れた文化人についての記載を加えています。 なお、歴史的背景については、1トピックに1枚程度、図を載せる予定です。 続いて、第2章についてです。28ページをご覧ください。未指定文化財の数について、今回の案文では、※を付けて説明を行っていますが、この0

件になっている美術工芸品については、最終的には0件ではなくなるよう、現在精査を行っているところです。また、「包蔵地」については、前回はその他に加えていましたが、文化財の類型でいうところの埋蔵文化財に相当する位置に変更しています。

ページをめくりまして29ページをご覧ください。類型ごとの特徴について、未指定文化財の記載を一部加えています。また、書跡・典籍と古文書について、文化庁からの指摘を受け別立てでの記載に変更しています。

また、32ページの「その他」については、文化財リストで用いた分類と整合性が取れるように記載を増やしています。

続いて、第3章についてです。33ページをご覧ください。各歴史文化の特徴の概要について、文化庁から指摘を受けまして大幅に分量を減らしています。これについては、認定後に作成する報道発表資料に載せることを想定した分量になっています。

また、37ページの「島の生業」について、文章を差し替えております。38ページのイメージ図については、歴史文化の特徴1つごとにイメージ図を載せる方向で内容を検討しています。

続いて、第4章についてです。41ページをご覧ください。記念物について、ご意見を受けまして、記載内容を変更しています。また、伝統的建造物群と、その他の社寺の記載を加えています。

42ページの表については、第2章で行った分類と整合性が取れるよう修正しています。

44ページをご覧ください。3の（1）市民等との連携に、市民団体の支援について記載を加えています。

続いて、第5章についてです。47ページをご覧ください。課題の説明について、文化庁からの指摘を受け、方針・取組との整合性を取るために記載内容を変更しています。また、課題の1と2について、順番を入れ替えています。

49ページをご覧ください。課題10について、前回は課題10と11に分かれていたものですが、内容が類似していたことからまとめたものに変更しています。

50ページをご覧ください。課題13として、「藤沢郷土資源に関する連携が必要」という課題を加えました。これについては、取組のところで詳しく説明します。続いて、第6章についてです。52ページをご覧ください。課題が一部変更になりましたので、方針もそれに合わせて変更しています。

５３ページからの取組については、前回の協議会などでのご意見や、文化庁からの指摘などを基に、内容の追記・修正を行い、一部再構成もしています。

５４ページをご覧ください。取組１－１について、ご意見を基に内容を追記しました。取組１－２「新たな藤沢郷土資源の把握」を新たに加え、新たに把握した藤沢郷土資源を取り扱えるよう明記しました。続いて取組２－４「調査研究の推進」も、ご意見を基に新たに加えたものです。前回２－２にあった文化財調査報告書の作成はここに編入しました。取組３－２についても、ご意見を基に、情報提供や情報発信についての文言を加えました。

５５ページをご覧ください。取組４－１について、「機能性向上」の文言を加えました。これは、現在運用しているみゆネットふじさわの利便性向上を意識したものです。取組４－２・４－３については、主体の○を増やしています。取組４－４は削除し、方針１３に移動しています。

５６ページをご覧ください。取組６－１「市指定文化財等に対する補助金等の交付」は、前回の取組６－１・６－２を再構成したものです。また、６－１から６－３の主体の○を増やしています。取組８－１「消防訓練の実施」は新たに加えたものです。これは、現在すでに消防局が行っている取組を追記したものです。

５７ページに移りまして、取組８－４「藤沢郷土資源に関するデータベースの整理及び保存や安全対策の実施」も新たに加えたものです。続いて、方針９については、取組の順番を変えています。取組９－４については○の位置を、取組９－７については○の数を変更しています。前回の取組９－８「地域に根差した講座の開催」については、取組４－４「講座・講演会の開催」と内容が類似しているため、削除しました。

方針１０の取組については、前回の方針１０と１１の取組を合わせて再構成したのになっています。取組１０－１が「適切な展示環境の確保」、取組１０－２が「藤沢郷土資源を活用した展示の実施」、取組１０－３が「新たな展示方法の検討」です。１０－３は新たに加えたものです。

続いて、５８ページの下の方、方針１２の取組１２－２「藤沢宿街なみ継承地区における商業の活性化」は、経済部による取組を新たに加えたものです。前回の取組１３－５は削除し、方針１３に移動しています。

５９ページに移りまして、方針１３は、前回の取組４－４と、取組１３－５を抜粋し、基本目標の文言にもあります「つなぐ」を意識して新たに構成したものです。取組１３－１が「文化財フォーラムの実施」、１３－２が「近隣自治体等との連携強化」です。取組の内容自体は前回から変わりありません。

	続いて、第7章についてです。61ページをご覧ください。こちらの概要についても、文化庁からの指摘を受け、分量を減らしています。ストーリーについても、若干内容の追記をしています。構成文化財リストについては、記載内容や記載方法を一部変更しています。 64ページの図については、現在調整中となります。 最後に、第8章についてです。82ページをご覧ください。市関係部局の取組内容について、若干記載内容を修正しています。また、ページ下部の(3)市民について、郷土資料室の記載を加えています。83ページおよび84ページについては、説明図を加えています。 ここまで、前回から今回にかけての主な変更点を説明いたしました。このほかにもさまざまな微修正が入っておりますので、内容をご確認いただければと思います。 私からの説明は以上です。
委員長	はい、ありがとうございます。ただいまの説明をうけましてご意見を伺いたいと思います、いかがでございましょうか。この内容については、スケジュールの問題で今後そんなにご意見を伺える機会があまりないと思いますが、何かご意見があれば。
事務局	少しよろしいでしょうか。 本日ご説明させていただきましたが、今後といたしましては、12月の議会に中間報告という形で諮らせていただきます。したがって、そのための資料として保護委員会で確認をさせていただくのは、本日で最後になります。もちろん今後も議会での意見などを踏まえて修正していきますので、この保護委員会でも引き続きご説明させていただきますが、最初の議会報告に向けては本日が最後という位置付けにさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。
委員長	ご意見があるとのことですのでよろしく願いいたします。
委員	よろしいですか、本日議会前最後ということで、お手元に修正案を提案させていただきました。 まず1点目、17ページから19ページのところです。藤沢市内の文化施設ということで、いわゆる保護施設とか資料施設とかが記載されています。私は以前から言っていますように、新林公園は野外博物館として認識していただきたい。新林公園について、公園の方で「公園の中に民家があるだけ」と思っていることが一番の問題で、「貴重な地元の文化財を2棟備えた野外博物館」という正しい認識を持ってほしい。そのために本書に明記が必要です。もともとためにも「小池邸（柄沢の名主住宅）」が移築保存されていた公園に「福原家長屋門（渡内の名主長屋門）」が移築されたことによって、18

30年代ぐらいの名主邸の様子が再現できるのです。長屋門を移築する時にぜひ小池邸の前に配置してほしいと訴えて教育委員会に頑張ってもらいましたが、その当時まだ小池邸前のせせらぎ整備が20年たってなくて、敷地を確保できませんでした。しかし将来的には2棟一体的に考えて藤沢の名主邸を再現していただきたい強く申し上げます。そのためにもこの機会に、新林公園の2棟は単なる古民家の緊急避難施設ではないという認識をして保存計画に加えてほしい。書き方としてはここに記したように、新林公園内で公開されている「旧小池邸」と「旧福原家長屋門」はいずれも19世紀前半期の建築で、小池家は旧柄沢村名主、福原家は旧渡内村名主で隣村同士です。したがって「旧小池邸」と「旧福原家長屋門」によって、江戸時代末期における藤沢市の名主屋敷の主要建築を知ることができます。公園整備の関係で、2棟はやや離れた位置に建っているため一対による名主屋敷の雰囲気は感じにくいのですが、中長期的にみて、2棟を組み合わせる名主屋敷景観の再現を図ることにより、野外博物館としての機能強化が期待できます。そういう認識でいただきたい。これに関連して、82ページの「市関係部局との連携」の表は非常に重要です。「文化財保存計画」を策定するなかで、郷土歴史課だけではなく市の中の関係部局と連携して取組を進めていくという点において、都市整備部という下から3番目のところの公園課というところに大庭城跡と共に新林公園の中に「旧小池邸」「旧福原家長屋門」があるわけですが、「ただ公園にお世話になっているだけの文化財ではないよ」という意識で、もっと積極的にあの建物が移築されて2棟が存在している重要性を、基本計画で伝える姿勢がほしいです。

続いてそれに関係することですけれども、24ページのところにそれぞれの地域の特徴が上手にまとめられていますが、最後の3行目に「また、19世紀前半、『新編相模国風土記稿』の編纂に前後して、藤沢でも自身の郷土の地誌を記録しようという動きが起き、『我棲里』や『相中留恩記略』などが記され、当時の様子が伝えられています」だけではなくて、「『相中留恩記略』制作者の旧渡内村名主・福原家の長屋門は、隣村の旧柄沢村名主・小池家の主屋とともに新林公園に移築されて現存しています。」ことは書いてほしい。

続いては3番目として25ページに近代初期、昭和年の藤沢地域のことが書かれていますが、具体的に言って「例えば東京の丸ビルや横浜の根岸競馬場などの建築で名高いアメリカ人建築家J・Hモーガンは、東京への自動車交通の便がよく眺望が素晴らしい大鋸の地に屋敷を構えました。その地名は中世の建築界に革新をもたらした大工道具「大鋸おが」にちなむもので、かつて大鋸引衆の頭かしらとして活躍した森家（「森家文書」）の存在とともに注

目されます」どっちに入れるかなかなか難しいところではあるけどこういうことは伝えたい。

あと、4番目として39ページから48ページで第4章「藤沢郷土資源に関するこれまでの取組・現状」で保存・活用に関する取組が紹介されていて、国、神奈川県、藤沢市主体となっていて行われたというところに持っていくのですが、前回もお話をしたように市民団体の中で危機感を持って、自主的に調査をしたりしたものがあったり、藤沢市と共に市民が主体的に進めた調査成果で重要なものは、たとえ役所関係ではないものも触れるべきです。モーガン邸関係ですと、ここに挙げた2つの建築士団体や保存会によって「有名な外国人建築家が大鋸に自邸を構えた」ことが初めて明らかになったという意味で、これは藤沢の郷土資源として一つの金字塔ではないかと思います。

1. 『横浜最後の居留地外国人建築家 J.H. モーガン自邸実測調査報告書』、(協) 藤沢市設計監理協会、神奈川県建築士会、神奈川県建築士会湘南支部女性建築士会、(株) 山手総合計画研究所、平成11年5月、

2. 『湘南の名建築旧モーガン邸はこうして残った：ようこそ!旧モーガン邸へ』、旧モーガン邸の本編集グループ編、旧モーガン邸を守る会、2007年2月

5番目としては73ページから75ページ「旅人と承認でにぎわうまち」で藤沢宿を中心として書かれていますが、先ほどから申しています「新林公園の文化財」と「旧モーガン邸」というあたりが、もし入るのであれば75ページのリスト末に「68. 新林公園 (旧小池邸・旧福原家長屋門)」 「69. 旧モーガン邸」を記載してほしい。ページ82の「イ 市関係局との連携」の表の中に旧小池邸のことは書かれているが、表の「みどり保全課」の取り組み内容に「旧モーガン邸」を追記してほしい。

最後に「しる」→「まもる」→「いかす」の基本理念は大変重要で、良い構成だと思います。ただし、藤沢市が過去に積極的に関わってきた旧モーガン邸について、「あえて避ける」ような、意図が感じられる点が気になりました。

今回も一つだけ、市民等との連携の箇所に旧モーガン邸を守る会を入れてもらいましたが、あれだけでは「モーガン邸って何だろう」となります。一言も他に出てこない。やはり残念におもいます。以前、藤沢市で様々な文化遺産のアンケートでキーワードを抽出した際にモーガン邸も出ていました。私はこのことを重要と考えています。モーガン邸の発見と競売による消滅危機に対して市民（モーガン邸を守る会）と日本ナショナルトラストと藤沢市さんが連携して、あの土地を公園協会の支援という形かも知れないが、いい

委員長
事務局

関係で取得して、これから一緒に活用してこうっていう矢先に2度の不審火に遭ってしまう悲劇が起こり、保存活用問題が停滞しているわけです。そこまでやってきたことは、藤沢市の郷土資産を守ろうという画期的な動きであり、事実として存在するわけですから、そういったことを伝えてほしい。モーガン邸の経緯については記載するべきと考えます。

そのことを検討していただければと思います。

ありがとうございました。

それでは事務局からお答えさせていただきます。事前に資料という形でご提出いただきましてありがとうございました。委員の、新林公園に移築された「旧小池邸」と「旧福原家長屋門」、それからもう一つ「旧モーガン邸」に対する並々なぬ思いを感じさせていただきました。

そうした中、様々なご提案をいただいたうち、こちらとして前向きにお答えをさせていただきたいと思っているのが二つ目になります。24ページ第1章4節の「市域各地の村落の様相」に関して、「旧福原家長屋門」が新林公園にあるということの記載がないということでございました。記載内容の細部はまだわかりませんが、こちらにつきましては、貴重な「旧福原家長屋門」が新林公園に移築されているということを、追記する方向で検討したいと思っています。また併せてまして、ここに入れる画像には、「相中留恩記略」を用意しまして、長屋門が実際に描かれているものを使用したいと考えております。

それ以外のご提案について、続けてお答えさせていただきます。まず、17ページから19ページにかけての「藤沢市内文化施設」についてです。委員からのご意見として、新林公園に移築された「旧小池邸」、「旧福原家長屋門」は野外博物館としての機能強化を期待していること、またそれに至る経緯についてもご説明いただきました。これにつきましては、現状が野外博物館としての利用や機能ができているのであればそういった記載もできと思いますが、この二つについて、指定文化財としての価値は非常に高く評価されるものでありますが、この計画の中で文化施設として記載するには野外博物館としての利用ができていると捉えることは難しいと考えます。機能強化がさらに高まったときには、今後の計画の中で加えていくという形にさせていただきます。

続きまして三つ目になります。26ページ、第1章4節にJ. Hモーガンが大鋸に自邸を構えたことも記載してほしいということで文献をいただいています。時代としては「観光地「湘南」の胎動」あるいは「工業化と戦争」の部分の適当だと思うのですが、文化庁から歴史的背景に関する記載は長くないようにと指導を受けていることから、記載をかなり控えています。

	本来であればもっと細かいところまで、歴史的背景を記載した上で今後の取組などに結びつけていきたいところですが、どこの市町村も長くなりがちなのでとにかく記載を控えるようにと文化庁から指示を受けております。また、文化庁が発行したハンドブックにおいても「市町村の〇〇の概略を記載します。細かな個別の文化財の情報ではなく、歴史の流れを伝えることを意識して書きましょう。」と書かれております。そういった点からも申し訳ございませんが、ここまでの細かい記載については今回難しいということをお願いしたいと思います。 続きまして、39ページから41ページ、第4章1節(3)「藤沢市などが主体となって行った調査」があり、ここに(4)といたしまして、「市民が主体となった調査」ということで、二つの文献を挙げてくださっています。ご提案いただいてからこちらでも文献を確認いたしました、二つ目の「湘南の名建築旧モーガン邸はこうして残った：ようこそ！旧モーガン邸へ」については文献を確認させていただくことができましたが、一つ目については資料がございませんでしたので内容は確認できておりません。
委員	ありますよ。
事務局	ありがとうございます。後ほど拝見させていただきたいと思います。第4章で書いている調査については、やはり文化庁のハンドブックによりますと、把握調査を掲載することとされております。したがって、現在、第4章に書いているものは全て把握調査に関するもののみとなります。そういった中で、二つ目の旧モーガン邸の実測調査書報告書を拝見させていただくと、把握調査ではないと思われます。
委員	その調査はそれ以降のものです。
事務局	おっしゃるとおり、その先の調査になってくると思いますので、そういった意味では、第4章の把握調査でこの文献を取り上げるのは難しいと考えます。
委員	それは、こういう存在を何も知らないことを知らしめたという把握調査を超えたものであると、存在を知らし始めたという価値は非常に高いと思う。これは文科省に確認していただいてほしいと思います。
事務局	二つ目について、現状では記載は難しいと考えていますが、もう少し検討させていただきます。また、一つ目についてはまだ中身を拝見しておりません。拝見させていただいたうえで検討させていただきたいと思います。 続いて、73ページから75ページにかけて、第7章2節の「ふじさわ歴史ストーリー」に関する記載で、「旅人と商人でにぎわうまち」を構成する藤沢郷土資源の資料につきまして、新林公園にあります「旧小池邸」と「旧福

	原家長屋門」、それから「旧モーガン邸」を記載するということでございます。こちらについては、別の職員から説明させていただきます。
事務局	こちらのストーリーの構成する「藤沢郷土資源のリスト」についてですが、こちらは確かにちょっと2番、江の島と藤沢地区のことに關しては内容的にエリアで区切っているような感じになってしまっていますが、こちらの方は關連文化財の性質的にストーリーに關連するものっていうのをこちらの構成要素として載けていくっていうところになっていまして、藤沢地区と新林公園であつたりとか、モーガン邸であつたりとかそういうところの關連というものをどうやって付けていくかというところは難しいかなというところがございまして、こちらにはない別件の文化財リストの方には3件載ってくるかと思うんですが、このリストのところには載せるのは難しいかなというふうに考えております。
事務局	もう少し続けさせていただきます。 82ページ、第8章第2節の「市關係部局との連携」についてです。各關連部局について記載するのは非常に意味があること、とおっしゃっていただきましてありがとうございました。取組内容につきましては、關係部局と調整のうえ記載しておりますので、こちらで勝手に直すことはできない部分になります。申し訳ございませんが、こちらについても「旧モーガン邸」の記載を入れることが難しいというお答えになります。
事務局	最後に過去の経緯などの記載についてですが、文化庁の指導で細かなことは記載しなくてもいいとありまして、藤沢市としても一つ一つの文化財の経緯や過去についても重要だと認識しておりますが、対象となる文化財の全てを記載することは難しいという所でシンプルな表現で記載しているということになります。
事務局	委員からたくさんのご提案をいただいているにもかかわらず大変心苦しいのですが、二つ目についてはしっかりと記載をしていきたいと思いますが、そのほかについては結論として難しいとお答えします。
委員	大変残念です。やってみる気があるのかどうか。 それと、私一番危惧するのは今回の議事録でぜひ書いておいてほしいですけど、この今のお答えですとこれに書いてなくてもその後価値がわかる、庁内で結果が出れば、これに書いてないから出来ませんという言い訳をしないということではよろしいでしょうか。
事務局	はい。
委員	それをぜひ議事録に記入してください。
事務局	はい。かしこまりました。

委員	それと、本当に書けないものかどうか大変疑問なんですよね。リストにはあげていただけるということですよ。68、69はどこにあるかわからないけど、まあ新林公園のとはある。個別のことは書かないと言ったけれども、やはり藤沢の文化財行政を振り返った場合、本当にモーガン邸の問題は歴史的偉業です。1000個の中の成果の1個とかっていう存在ではないという認識はないですか。極めて藤沢市は画期的なことを行った。それについて個別の一つだから書けませんって話でいいのか、そこは非常に残念です。それに関係課に調整してもらえば、82ページに関連部署をできるだけ多く記載することはそんなに難しくはないと思います。意見を言えって言われたからと言ったのですが、最初からできませんで即答するのではなく、本当に一度は当たってくださいよ。お願いしますよ。
委員長	はい、いろいろと調整はする必要はあったと思いますが。
委員	福原家の移築保存だって、最初はできないって話でしたよ。最初は記録を取るだけっていう話でした。けどあの当時の担当の方がダメもとで本当に移築できないのかっていうことで相当粘って新林公園への移築保存が実現した。最初からできないではなく、いろいろやってみた上で、本当にできなかった、という誠意が欲しい。
委員長	いろいろとご意見、ご指摘がございまして、確かにいろいろと足りないところがあるかと思います。せつかくの計画ですから、調整を重ねまして正案として行っていった方がいいだろうとは思いますが。その辺は時間的にはいろいろあり、かなり大きな問題の可能性ありますので、計画が令和15年度までの中でできることを行っていくとは思いますが、委員がおっしゃった事が次の段階にそういうものが何かあるといいなとは思いますが。
委員	あともう一点、小池邸の家の中に解説があって、展示がある。その段階で小池邸立派な展示施設です。新林公園の移築民家は公園担当から見れば野外博物館ではないと解釈でしょうが、それを「神奈川県下でも貴重な野外博物館的性格も持っているのです」と、文化財担当の方は公園賛意説明して理解してもらって姿勢が必要です。その認識をしてもらわないと絶対に（新林公園内で小池邸と長屋門を一体的に展示活用する構想は）突破できないということですよ。歴史的な建物を移築した時点で展示施設です。「単に公園の中に移動した建物」ではないということを是非、認識を持って周辺に伝えてほしいという所です。
委員長	はい、お伺いはいたしましたので、入れ込んでいくことができるのであれば検討してほしいと思います。
委員	先ほどの点も書けないのであれば、課題のところに書くことはできないのか。

事務局	ここでできないと申し上げるとやる気があるのかというお話になりかねませんので、この場でできないとは申し上げませんが、ただ一つだけ言わせていただきたいのが、文化庁からの指導として、課題があり、それをどう改善していくかという方針があり、その方針に対する取組がある。これら全てが繋がっていると言われております。課題を課題として挙げるだけですと記載が難しいので、それを方針や取組とどう関連づけていくかをトータルで考えさせていただきます。
委員長	いろいろと検討して調整をしていただいてやってみると、調整は大変もしれませんが、藤沢に対する思いは大切なところではありますので、それをなんらかの形で表現できるとよいのではないかと思います。今回、委員のご意見は、貴重なご提案であると思います、まず令和15年ですか、その中で出来ることと出来ないことを整理しなければならないんだらうと思いますけれども。明確に書くのが出来ないとしても、キーワードとしてどこかに残しておくようなことができないのかと思います。委員のおっしゃったことは非常に大事なことでありますので、そのへんの調整をもう一度検討していただければと思います。ありがとうございました。
委員	一ついいですか。委員がなぜあれだけ強調してくださっているかという、僕の経験から言いますと、新林小学校の教頭をやっていたから、隣がまさに授業実施の一つの場になる、そういう体験をたくさん覚えています。例えば58ページだと、方針11のところで「歴史的建造物の適切な活用を推進する」という部分では、今後の活用方法について今後検討していくことですから、そのままよいでしょう。また57ページの9-1のところでも、「小学校の出前授業の実施」というところで、今後実施すべき点を触れているわけですから、委員がいま強調される部分をエッセンスとして上手く取り上げることは出来ないのかと、伺っていてそんな思いをしています。小学校教頭時代の経験で言えば、僕はクラスを持っておりませんでしたけど、教員が休まれた時などピンチヒッターで、それなりに自分の授業を考えた時できるのは、隣の新林公園に行けば、資料がなくてもそこで授業が実施ができるという、そういう現地の古民家を活かすということができるわけで、今、でている「旧小池邸」の活用課題であればまさに活かした教材がすぐ学校の隣にあるわけです。そのこともご理解いただいて、もう少し踏み込まれて文章を書き込み目立つという部分であってもいいのかなと、ちょっと余計なことになってしまうかもしれませんが、ごめんなさい。小池邸にはいろんな思いがたくさんあることを感じていただけたらなと思います。
委員長	ありがとうございます。それはいろんなご意見があり、それは皆様の気持ちだろうと思います。

委員

今、委員がおしゃっているそういう問題もちろんある。

細かく見ていくとまだまだそういった類のことが出てくるかなという気がしています。ただ、今のお話のように文化庁に提出するというのは、あくまでも悪いと言うわけじゃなくて、大雑把と言うわけじゃなくて、その趣旨からいうとあんまり細かくまで使えないというようなこともあって、そういう意味で指導があるでしょうから、ある部分はやむを得ないところがあるかも知れないですが、ただそういったまとめたものを提出する前に、市としてはいわゆる素案というものがあると思うのですが、それをそのまま出してしまうと、この文化庁は対応しきれないから、圧縮するように縮小するように指導が入ってくると思うが、市として大切なのはその提出したものが物は物として残るけれども、やっぱりその前の前提になる素案が一番大切だと思います。これは将来に向かっても、それを使いながら文化財の行政を進めていくってことではないと、そのときに何年か経ったときに、文化庁に提出したものが、それが素案になってしまって、これに書いてないからこれに触れてないから次の後世の人がそれを使わされてしまうと困ると思うんですね。

そして市として大切なことは素案の方を大切に調整していかないと中身がないものにだんだんなくなってしまいう気がしますども、私もちょっと気になっているのは委員長が言ったように、令和15年までに一応計画案も見直しをしながらまとめるということですが、これそんなもんできつと終わらないと思う。実際には中身を詰めていかないと。それで、積み残し、課題の方が全て解決するわけじゃないから、課題の整理は15年で終わるかもしれないけれど、課題をこなしていくとなると、それはこの先からの話だと思う。

そっちの方が行政としては大切なことですから、やっぱり提出するものは提出ものとして、それは程度のことは妥協せざるをえないけれども、その前のさっきの素案になる一番元になるものを大切にそれを中心にしてやっていくことにしないと、何か提出したはいいいけれども、中身が使えないもので終わってしまう。課題が課題として挙げたはいいいけれども、課題がなかなかこなせないまま時間だけ経ってしまう。そういう懸念があるなと思います。いろいろと細かく説明していただいたんだけど、多分これは文化庁のその資料があったからだけれども、やり取りはあるんですか、面と向かって。

事務局

文化庁とのやりとりはございます。

委員

そうですか。

事務局

少しよろしいでしょうか。文化庁からの指示について先ほどもなるべく書きすぎないようにというご説明をさせていただきましたが、それに相当するのが第4章までになります。文化庁として重要視しているのは第5章以降で

す。第5章では保存・活用に関する将来像、それに基づいた基本目標「しる・まもる・いかす」、そしてそれらを実現していくための課題、第6章ではその課題に対する方針と取組、第7章では指定・未指定問わず様々な藤沢郷土資源を繋げていくストーリー「藤沢歴史ストーリー」を記載しております。第5章以降はしっかり書くようにと言われており、計画自体を全体を薄くしなさいということではありません。また、文化庁との調整につきましては、文化庁に赴きまして直接対面で調整させていただいたのが3回、オンラインで調整をさせていただいたのが1回、全部で4回ございます。それから先日は第7章の藤沢歴史ストーリーに関する確認ということで、文化庁から調査官がこちらにお見えになり、藤沢宿、江の島、大庭城、それから最後に浮世絵館を回っていただき、ご説明させていただいたところです。

ちょっと細かいところで二つ。地域計画は、だんだん見えてきました。歴史的建造物に関してはちょっと書くことが難しいだろうと思いながら読んでいたんですが、31ページから32ページにかけての郷土資源の概要という部分で、3番目「動物・植物・地質鉱物」についての記載は、現在7件市指定の天然記念物がありますが、その後の未指定文化財にあがっているものについては、これは文化財なのかな、と疑うものがあると思います。例えば、オオタカやホトケドジョウというのは確かに希少な生物ではありますが、藤沢45万人都市の街の中でこんな生物が残っていることは素晴らしいという一つの環境指標であって、これらは広くどこにでもいて、天然記念物になるものではないです。それからタブノキやスダジイといった巨木、これについてはいろいろ信仰なども絡んできますから、指定の候補があると思いますが、その次の地質鉱物の「江の島の陸繋砂州(トンボロ)」については、日本中に何百とありますし、陸地の近い島で砂浜海岸であり、その場所が隆起地形だったならば必ずできるものですから、これは文化財ではないだろうと思います。またトンボロは地質や鉱物ではなくて地形です、ですから地質鉱物でこれが天然記念候補になるだろうと感ずるのは、江の島で見つかっている江の島の三浦層群逗子層の決め手になった、「ミウラニシキ」の化石かと思います。教育文化センターに保存してありますけれども、それ以外は、ここに載せているものについては天然記念物の候補になるものはないという気がします。それから、ざっと見て第7章のさっきから、歴史ストーリーという言葉が頻繁に出てきますが、まさにストーリーという言葉で言うと、江の島の自然はまさに江の島誕生ストーリーそのままの文化的な価値があると思っています。江嶋縁起にある江の島湧出の場面は、空から岩が降り、海から岩が湧き上がって江の島が誕生したとありますが、江の島は元禄地震や関東地震で大きく隆起、海から岩が出てできあがってきています。それから空から

	岩が降ってくる。これは数万年前、富士箱根からの火山灰が降り積もって関東ローム層になっていきました。この江の島の自然の姿こそ江嶋縁起の中身そのものです。自然がつくる歴史ストーリーであると感じています。
委員長	ありがとうございました。これから具体的な計画を作っていくわけですね。調査ができていないところは調査するということから始まって、さまざまな事業を具現化していくのでしょうか。委員の皆さんがおっしゃったようなこともその計画の視野に入ってくるのではないかなと思うんですけれどもね。そういうことではないんですか。
事務局	ベースとしては例えば71ページのどこにあるような「課題・方針・取り組み」ところをいろいろとやっていくと具体的な施策っていうところについては、今後詰めていく。
委員	それをやらないと、この活動計画をまとめた意味がないのではないかな。ただ単に書いてまとめたただけであって、さっきおっしゃったように第5章以降が文化庁としては非常に重点というか、力を入れていると話がありましたね。 だからそちらの方で具体的な作業が次に行われないと、この計画書を作成する意味はない、計画は文書だけで終わってしまいますので。一つ気になるのは、この活用という部分など、一番お金がかかる仕事となるかもしれませんね。だって施設や、そういう活用場所を作ったり、そういうものを展開していくとなると、その先は例えば藤沢市が具体的に1年ずつ、あるいは何年計画などを立てる必要があろうかと思います。それを何か実現していく過程では、こうした計画に文化庁は補助を出しますか、そういう話はでているんですか。保存計画に補助を出す、活用計画に補助金を出すというそういう話はしていますか。
事務局	はい。地域計画の策定が条件になっている補助金とかがありますので、そういったのを活用していく方策としてはあるかなと、取り組みの中で56ページの方とかにも記載はしてしまして、そういった国の補助金とかはそういったところに活用していきたいというのは考えております。
委員長	具体的な事業計画というのがいつごろ出来るのか、というのは分からないところではあるんですけれども。例えば、課題みたいなものたくさんありますよね、それを解決するためには調査しなければならない。それに関する考え方といのを明示しなければならない、活用となると、観光の視点も踏まえて検討してかなければいけないと思うんですけれども。将来的には、そういう方向性も含めて検討してかなければいけないと思います。今回でたご意見をキーワードとして残しておく、それを踏まえて今後検討していくのも一つの手だと思いますけれどもね。この計画が、文化庁の制度であるから利用し

	ないといけないとは思いますが、どう保存し活用方針をどのようにしていくのかは、市の基本方針の上にあると思いますけれどもね。将来像みたいなものも踏まえて検討していくことが必要であると思います。必ず見直しがあるんですよね。そういうところも踏まえて検討していくといいと思います。
事務局	はい。見直しのスケジュールに関しては4ページの方に入りまして、あとは84ページに計画の評価と進行管理がりまして今後、令和8年から令和15年までの間にどんな事をしたか、できたか、目標は達成できるか、どうなのか、というところについて、表13のようなまだ形にはなっていませんがしていった、令和16年度からは第二期計画として新たに文化庁の承認を得てというような感じになっていくので、作りっ放しというようには絶対ならない。
委員長	将来的なところに、今回でた意見等も織り込めればいいと思います。藤沢市は金がないからやらないといったことにならない、といった形にならないようにしてほしいと思います。これを踏まえてどう具体化ができるか、お金の問題もありますが、それには行政の強い意志といったところにあるのではないかと思いますね。ということで、本文化財保存活用地域計画に関して他にご意見がある方はいらっしゃいますか。
委員	村岡に新駅の話ができて村岡地区ですよ、村岡地区は柄沢と渡内が含まれますよね。そこに全く新しい街ができる。昔のこの街はどうだったのかと私はやっぱりそこはしっかりと伝えたい。そのために駅にもかつての村岡地区はどうだったのかと示す意味でも新林公園の2棟の建物を藤沢市が保存した意義を残改めて思うし、60ページの中で4つにきれいにまとめられているが、そこで語られるもの以外は除かれているという課題がある。 例えば新林公園（の移築民家は「藤沢宿」のテーマ）とは関係ありませんと言われましたけど、「藤沢宿」は関係ないかも知れないけど「日々の営み」には入っている。農村地区、都市地区、海岸地区では、日々の暮らしの中にかつての農村の暮らしといったなかでかつての暮らしが残されていて、新しい町は出来るんだけど、そういった古い暮らしは新林公園の中で息づいている。そしてどう考えてもモーガン邸に関する藤沢市の課題は、あそこまで関わっているものを今更、知りませんという形にすることは納得がいきません。今回モーガン邸の実績と課題を基本計画に載せなかったら、（計画の基本はよくできているけど）、「モーガン邸はB級、C級ですよ」って言うようなものですよ。最低でも「現時点ではモーガン邸の問題は難しいから今回は載せません」ということくらいは書いてもらわないと。「モーガン邸はあえて触れませんでした」ということを書いていただきたいですね。申し訳な

	いですけど。 藤沢市が文化的な活動を行ってきた歴史の中で、あれだけ思い切った施策は私の知る限りはなかったのに、全く触れずにこういう立派な計画ができちゃってよいのか。「なんでモーガン邸と騒いでいるのって」ということかもしれませんが、自治体と文化庁の間で、これを文化財に指定するという話もあったんですよ。これだけ立派な計画を作るとなると、ここは避けて通れないと思いますが、まずはリストには載せてほしいということです。どこに載るのかわかりませんが、また、新林公園にあの建物があるということもきちんと認識してほしいです。
事務局	確認ですが、リストに載せてほしいというお話についてです。
委員	載せるべきでしょう。
事務局	第7章の藤沢歴史ストーリーに載せているリストとは別に、藤沢郷土資源全体のリストには載せますが、本編の方に載せるべきというご意見でよろしいでしょうか。
委員	はい。
事務局	いただいたご意見を踏まえ、また今後さらに計画をよりよいものにしていきたいと思いますが、その結果については、委員長、いかがいたしましょうか。大変申し訳ありませんが、今度の12月議会で中間報告をさせていただくにあたっては、保護委員会にお諮りすることが難しい状況です。
委員長	調整は必要でしょうから、どの辺りまで追加して、変更できるかを検討していただいて。後の調整は時間があまりないとのことですので、修正点は報告になるかもしれないということですので、その辺はどう考えているのですか。
事務局	この委員会にお諮りするのが難しいため、委員長にご一任いただくか、もしくは委員の皆様にご報告はさせていただく、もしくはその両方という状況でございますので、そのいずれかでご選択いただきたいと思います。
委員長	今までのご意見をどうやって収めるのか、上手く落とし込めるのかはこの時間帯で決めるのは難しいと思っています。私も全責任とるかと言われたら責任を取りようがないので、調整を見守らせていただきたいと思います。その段階で一度皆さんにこういうふうにしましたという説明はやはりお聞きする必要がありますと思うので、そういう手順でいかがでしょうか。
事務局	かしこまりました。それでは、そのようにさせていただきます。
委員長	私は必要であれば、中にはとってもいいんですが。では、一度皆さんに結果をお示しするということでもよろしいでしょうか。 それでは次の議題にさせていただきます。

では次は資料2をご覧ください。

報告事項「鵜沼皇大神宮人形山車の修理について」です。こちらは令和6年度第4回藤沢市文化財保護委員会でご意見お伺いしました「鵜沼皇大神宮人形山車の修理について」の修理終了の報告になります。

対象は市指定重要文化財「鵜沼皇大神宮人形山車（9台）」のうち「荏田町」の山車になります。修理内容は芯柱の交換です。こちらは柱の全体に亀裂が生じ、針金等で補強を行っていたが、山車巡行の安全性が保てないため同材のスギ材で交換修理を行ったというものになります。

こちらの事業費については、国庫補助金「令和7年度地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等）」の補助対象事業になっております。

こちらの補助金は令和5年度からの補助事業になっておりまして、藤沢市では今年度で3年目になっております。令和7年は下の表にありますように荏田町の他に皇大神宮の原町内会の2団体が申請して交付が決定しております。

この荏田町の修理事業の事業費については、総事業費で52万4700円のところ、交付金額が33万7000円となっております。

下にあります写真の方が修理後の写真になっています。向かって左側が新しい芯柱、右側が旧芯柱となっております。右側に山車の巡行の様子を写真を載せていますが、こちら今年の2025年8月17日の祭礼時の様子で、もう交付決定した4月以降に修理に出して、8月の祭礼時に間に合いましたので新しい芯柱で巡行をおこなっております。ちなみに原町内会の人形の修理なのですが、そちらのほうはまだ修理中ということで、今年のお祭りは上に人形が乗っていない形で山車の巡行を行っていました。

資料をめくっていただいて2ページ目の方には、こちらの写真を分けて添付しております。全長で6mほどの長さになるので、1枚では写しきれず、分割した形になっております。同じように左側は新しい芯柱、右側は旧芯柱になっております。色合いからみても新しくなっているのが見えると思います。

あとは柱の中央の画像、荏田町名が入っているところも新しいほうに荏田町と名を入れております。次に一番下の写真のところで右側の旧材の方でおわりの通りこのように部分、部分で亀裂が入っているところに針金を巻いて補強をしていたという状況で使っていたものになっています。

次に3ページ目の方にこちらの修理を行った業者が作成した図面を載せておりますのでご参考までにご覧ください。次に6番目として「旧部材の保管について」ですが旧部材となった芯柱は、前回保護委員会でご意見いただきました通り、鵜沼皇大神宮境内の山車庫に保管中ではありますが、所有管理者で

	ある保存会からは「長期に保管することは難しい」と意見をいただいております。報告としては以上となります。
委員長	はい、ありがとうございます、鶴沼皇大神宮の人形山車の修復についてであります。何かご意見はありますか。
委員	柱を一本変えるだけで50万円が必要なんですか。
事務局	はい。これは中継ぎなしの1本の木材になっておりまして、ここに3ページの図面ところに1、2、3と組み立てパーツもあるんですけども、この工法ではなくて、1本の柱の上に杭を途中で設けるもので6mぐらいはある。そういう木材の調達ですとか、あとは昨今の物価の上昇とかそういうものがあいまってこの金額になっております。地元の工務店さんなので、これでも安い方なのかなと思えます。都内とか全国的にも有名な山車の修理業者ですと値段も上がるかなと思っております。
委員	すみません、長期の保管が難しいと意見がでていますが、どのように保管してくださいとお願いをしているのか教えてください。
事務局	こちらは指定文化財でもありますし、保護委員会の方でも文化財の部材であるので、保管するよというご指導いただいておりますということを説明しました。保存会としても、荻田町内会の保存会の方は、芯柱の修理をするのが初めてのことであったということもあり、このような大きな部材をどのように保管し続けられいいのかわからないというようなことはあると思うんですけども。まだ、保管し始めて一か月余りなので、ちょっと実際の感触とかはまだ感想は聞いてないですけども、一応の山車庫の中で保管はしていますけれども、ずっとこの中に置いておけるとは思えない、というお言葉でありました。
委員	まさに文化財の認識がお互いに十分ではないという典型みたいなものです。ですから「何でこんな古くて壊れてしまったものを残すのか」というのが通常の肌感覚でしょうが、今おっしゃったように「これはその文化財として山車自体の一つ一つの部材が文化財ですよ」ということです。その部材が破損によって修理必要になった場合、がいると思うが、直そうと思えば直す方法はいくらでもあると思うが、新しく作るという選択をしたわけです。取り替えた部材も文化財なので、これをどうやって伝承するのかを工夫する必要があります。「この木材（心木）は山車の屋台骨として貴重なものでした。今回破損により新しくせざるを得ないと判断して、何年何月に直しました。関係者はだれだれです」という記録を木札に記して、部材に取り付けたうえで、保管することが地域の歴史を伝えるうえで大事ですよ。そのために藤沢市も補助金を出して支援しているのです。」という説明をしてほしい。ちなみに「6mもある長い部材をどうやって保管するんですか」と聞かれると

と思いますが、この写真にあるように、倉庫の片隅にただ他の材木と一緒に置いたら、木札に気が付かなければ、ただの不要材の一つしか見えません。そのためそのうち捨てられてしまいます。ですからどうやって保管するか、例えば壁際のところに展示しやすいような棚を作って保管するとか、梁からロープを使って吊り下げて展示するなど、邪魔にならないような保管の仕方を考えて指導してほしい。簡単に移動できるような形になってしまうと、掃除したときとかに「邪魔だから、割れているし、直した後もあるから捨てていいだろう」ということにならないように注意して、そのために情報提供をして、「この古材を大事にしてもらいたい。もしかしたら 100 年後にこれを再生できるかもしれないから残すんです」と説明して理解してもらう。やはりオリジナルとコピー、すなわち文化財で本物と代替品ってことになるので、できれば部材は取り替えたくない。仕方がないから新しくした。という認識を共有することが必要です。今後も百年くらいたったら新規を新しくしなければならなくなった場合、「こちらに元の物があります。これを元に再度同じように制作しました」と説明ができる。単に「文化財に対してうるさいおじさんがいるから残しておこう」という他人事ではなくて、自治体が「これは大事なものだよ、残していてくれないと困るよ、そのために補助金を出して応援するのです。」という説明で本物の部材を残すことに意味があることを所有者に伝えてほしいです。例えば修理の札を町内会長さんに書いてもらうなどに書いてもらうと、意識も変わるともいます。いつ替えた、代表者、関係者など、たくさん関係者はいると思うけど直した時の記念だよと、大事なものだ認識してもらわないと。「これなんだよ、いつまでも変なもの置いておくなよ」って。何も知らない人から見るとそうなのですが、そうならないように所有者にご理解いただくことが文化財行政です。ぜひお願いします。

委員長

こういう事例のいくつかはこれから出てくるだろうと思います。補助金を出しているから今後の保存・保管も条件を付すというか、このぐらいのことはすべきだということを補助金を出す条件に付け加えておくということでしょうね。おっしゃる通りだろうと思います。

委員

山車の本当の中心を支えていたものなので、感謝の気持ちをもってみんな大切にしてほしいです。

事務局

古いほうに、修理札をつけるということによろしいですか。

委員

例えば小池邸なんかでも屋根を修理しましたという銅板に書いてあったりする、もう少し大きな修理だといくらぐらいの修理費、関係者、どんな状態だったのかくらい。これなんかもせつかくこれだけの修理をしたなら、記録として残しておく。のちの時代の人が見たときに当時はこうやったのかと自

委員長

分たちが何をしたらいいのかとそれをするによってこの古材を大事なものとしておいて置ける。関係者の書き方は自由で、一人一人書いてもいいかもしれない。

この古材をもしかしたら、もう1回元通り使えるかもしれないということを視野に入れてほしいです。

はい。ありがとうございます。議題の他になにかございますか。

では事務局のほうに進行を戻したいと思います。皆さん、ご協力ありがとうございました。